

岐阜県公報

号外(一) 令和三年一月十五日

目次

選挙管理委員会告示

岐阜県議会議員中津川市選挙区補欠選挙の選挙期日	(選挙管理委員会)	一
岐阜県知事選挙及び岐阜県議会議員中津川市選挙区補欠選挙の投票の順序	(同)	一
岐阜県議会議員中津川市選挙区補欠選挙における選挙長及びその職務代理者	(同)	二
岐阜県議会議員中津川市選挙区補欠選挙における自動車燃料代確認事務並びにピラ及びポスター作成枚数確認事務の委任	(同)	二
岐阜県議会議員中津川市選挙区補欠選挙における候補者等から岐阜県選挙管理委員会への届出等の場所	(同)	二
岐阜県議会議員中津川市選挙区補欠選挙におけるポスターの検印場所等	(同)	二
岐阜県議会議員中津川市選挙区補欠選挙における開票事務と選挙会事務との合同	(同)	三
岐阜県議会議員中津川市選挙区補欠選挙における選挙会の場所及び日時	(同)	三
岐阜県議会議員中津川市選挙区補欠選挙において発行する選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	(同)	三

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第十号

岐阜県議会議員中津川市選挙区補欠選挙は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十九条第一項の規定により、令和三年一月二十四日執行の岐阜県知事選挙と同時に行う。

選挙すべき議員の数は、一人である。

令和三年一月十五日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

岐阜県選挙管理委員会告示第十一号

令和三年一月二十四日執行の岐阜県知事選挙及びこれと同時に執行する岐阜県議会議員中津川市選挙区補欠選挙において、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所及び期日前投票所以外の投票所及び期日前投票所における投票の順序は、次のとおりとする。

令和三年一月十五日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

一 岐阜県知事選挙の投票

二 岐阜県議会議員中津川市選挙区補欠選挙の投票

岐阜県選挙管理委員会告示第十二号

令和三年一月二十四日執行の岐阜県議会議員中津川市選挙区補欠選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者は、次のとおりである。

令和三年一月十五日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

選 挙 長	選 挙 長 の 職 務 を 代 理 す べ き 者
住 所 氏 名	住 所 氏 名
中津川市八幡町二番一四 五十樓正博	中津川市阿木二〇七六番 地の一 鈴木 弘之

岐阜県選挙管理委員会告示第十三号

令和三年一月二十四日執行の岐阜県議会議員中津川市選挙区補欠選挙において、岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年岐阜県条例第二十三号）第四条第一項第二号、第四条の二及び第五条の規定による自動車燃料代の確認事務並びにヒラ及びポスターの作成枚数の確認事務は、岐阜県選挙管理委員会恵那地方事務局長に委任する。

令和三年一月十五日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

岐阜県選挙管理委員会告示第十四号

令和三年一月二十四日執行の岐阜県議会議員中津川市選挙区補欠選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第三百三十条第二項、第四百二十二条第一項第四号、第八十号、第九十七号の二第五項、岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年岐阜県条例第二十三号。以下「公

費負担条例」という。）第三条、第四条第一項第二号、第四条の二及び第五条並びに岐阜県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成三十年岐阜県条例第四十一号。以下「選挙公報条例」という。）第三条第一項の規定により候補者等が行う岐阜県選挙管理委員会への届出等の場所は、次のとおりである。

令和三年一月十五日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

一 法第三百三十条第二項、第八十号、第九十七号の二第五項、公費負担条例第三条、第四条第一項第二号、第四条の二及び第五条並びに選挙公報条例第三条第一項の規定により候補者等が行う岐阜県選挙管理委員会への届出、提出及び申請の場所

令和3年1月15日午前8時30分から 令和3年1月15日正午まで	恵那市恵那町正家後田1067番地71 恵那総合庁舎 5階 大会議室
令和3年1月15日正午以後	恵那市恵那町正家後田1067番地71 恵那総合庁舎 4階 恵那県事務所 恵那防災課事務室

二 法第四百二十二条第一項第四号の規定により候補者が行う岐阜県選挙管理委員会への届出の場所

令和3年1月15日午前8時30分から 令和3年1月15日午後5時まで	中津川市かやの木町2番1号 中津川市役所 4階 大会議室
令和3年1月16日午前8時30分から 令和3年1月23日午後5時まで	中津川市かやの木町2番1号 中津川市役所 4階 中津川市選挙管理 委員会事務室

岐阜県選挙管理委員会告示第十五号

令和三年一月二十四日執行の岐阜県議会議員中津川市選挙区補欠選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第二百一条の十一第四項の規

定により岐阜県選挙管理委員会が行うポスターの検印の場所並びに法第二百一条の八第三項において準用する同条第一項第六号、法第二百一条の十一第二項及び法第二百一条の十五第一項の規定並びに法第二百一条の八第三項において準用する同条第二項において準用する法第二百一条の六第三項の規定により政党その他の政治団体が行う岐阜県選挙管理委員会への届出及び申請の場所は、次のとおりである。

令和三年一月十五日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

一 法第二百一条の十一第四項の規定によるポスターの検印の場所

令和三年一月十五日午前8時30分から	岐阜市加藤町正後後田1067番地71 恵那総合庁舎 5階 大会議室
令和三年一月十五日正午まで	岐阜市加藤町正後後田1067番地71 恵那総合庁舎 4階 恵那県事務所 振興防災課事務室
令和三年一月十五日正午から	岐阜市加藤町正後後田1067番地71 恵那総合庁舎 4階 恵那県事務所 振興防災課事務室
令和三年一月二十三日午後5時まで	岐阜市加藤町正後後田1067番地71 恵那総合庁舎 4階 恵那県事務所 振興防災課事務室

二 法第二百一条の八第三項において準用する同条第一項第六号、法第二百一条の十一第二項及び法第二百一条の十五第一項の規定による届出の場所並びに法第二百一条の八第三項において準用する同条第二項において準用する法第二百一条の六第三項の規定による申請の場所

岐阜市数田南二丁目一番一号

岐阜県庁 三階 岐阜県選挙管理委員会事務局

岐阜県選挙管理委員会告示第十六号

令和三年一月二十四日執行の岐阜県議会議員中津川市選挙区補欠選挙における開票の事務は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十九条第一項の規定により、選挙会場において選挙会の事務に併せて行うものとする。

令和三年一月十五日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

岐阜県選挙管理委員会告示第十七号
令和三年一月二十四日執行の岐阜県議会議員中津川市選挙区補欠選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

一 場所

中津川市がやの木町二番五号

中津川市健康福祉会館四階 多目的ホール

二 日時

令和三年一月二十四日 午後九時十五分

岐阜県選挙管理委員会告示第十八号

令和三年一月二十四日執行の岐阜県議会議員中津川市選挙区補欠選挙において発行する選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

一 場所

岐阜市数田南二丁目一番一号

岐阜県庁 岐阜県選挙管理委員会室

二 日時

令和三年一月十五日 午後五時三十分

令和三年一月十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社